

地域計画変更案について（公告）

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の変更案について、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により下記のとおり公告し、縦覧する。

なお、利害関係人は縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和 8 年 3 月 11 日

上市町長 中川 行孝



記

1 地域計画の変更案を作成した地区

上市地区

白萩地区

南加積地区

宮川地区

柿沢地区

相ノ木地区

2 縦覧期間

令和 8 年 3 月 11 日から同年 3 月 24 日まで

3 縦覧場所及び意見書の提出先

上市町法音寺 1 番地 上市町産業課農政地籍班

4 意見書の提出方法

意見書は書面にて行い、提出は持参又は郵送によるものとする。意見書は任意の様式とし、住所、氏名、連絡先を記載すること。